

村 の 成 り 立 ち

富山県農村医学研究会長 豊田 文一

富山県は、古くから水田単作地帯であり、わが国の食糧供給基地として大きな役割を果たしてきた。近年は場整備の進展、機械化の普及などにより農作業が省力化されたことや他職域への就業の機会に恵まれたことにより農業の兼業化の深化や農業人口の減少が続いている。すなわち農家の専業率3.1%、第1種兼業率11.2%、第2種兼業率85.7%で、兼業率は全国1位である。この現状を凝視し、しかも食糧基地としてその生産量においても全国的に優位にある農村の過去について、私は深い関心をもち、色々の資料を渉猟し、“村の成り立ち”について綴ってみようと思う。

農民が新たに村を建設する場合、具備すべき条件は3つある。第1は水、第2は仕事、第3には堅固な意志である。Water, Work, Willの3Wである。

この3Wによって、第1は開発新田で、昔は百姓が、その習俗として一地に密着し、その部落の近傍にある土地を耕作したが、人口増加に伴って、村の耕作面積と釣合いがとれなくなり、遂に遠くの離れた土地をも耕作せねばならなくなった。すなわち出小屋であり、それからここに居住して、出村あるいは枝村となる。このためには勿論水との関係が深く、泉（井の子という）を求めめる必要がある。

第2は隠遁百姓村で、交通不便のため藩主の検知役人が出向せず、ここに村を建てると租税を免がれることもできる。

第3は寺百姓村、有名な寺院を中心としてできた町や村、例えば紀伊の高野山、讃岐の普通寺町の如き。ある藩主（武蔵の川越藩、

柳沢氏）は武蔵野開墾事業を起こし、中央に寺院、その周囲に数十個の住居を作り、1住居当たり5町歩を与えて村を形成した。

第4は豪族屋敷村で、中世紀の荘園制度の発達した時期、各地に小領主が現れ、小高い丘の上に居宅を構え、丘の下にこれを守る番兵というものを置き、その居を固め、耕作に当たらしめた。関東地方では根古屋と呼んだ。

第5は名田百姓村で、由緒正しい家柄、または有力者が、藩主に請うて、その開墾地の特許を受け、百姓を引きつけてこの地に入り、開墾に当たらしめた。開墾完成後は、その企業主が村長となるとともに地主たる地位を確保し、村人たる小作人は永久小作人の地位をうる。

第6は古代成立農村で、その来歴は甚だ古いものであるが一種の新田村であろう。そのなかに“班田制”というものがある。

“班田制”は耕作すべき田を各人に分つことで“班田収授法”というもので律令時代（律令時代は日本史上の区分の一つ、政治法制上では大和時代と攝関時代との間、社会経済上では大化前代と荘園時代との間、大化改新後から奈良朝時代、平安初期までの3世紀）に定期的地割換法というものにより、6才以上の男子には2段、女子にはその2/3、奴および婢にそれぞれ1/3の口分田（クブデン）を与え、終身用益を許し、死ねば国に収めることにした。これは中国から伝わったようで中国では均田法といっている。

地理的状态より分類すると、山方部落（山間部の村落）、里方部落（平坦地の部落）、浦

方部落（海岸地方の村落）になる。

また村の形状によって分類すると、沿道村落（道路または河川に沿い長く狭いもの）、円状の村落（神社または佛閣を中心としてできる。寺百姓村、豪族屋敷村）、参雑村落（最も普通のもので、山間地たると海岸地たるをとわず、同一稼業をする百姓の相集まりて村落を作る）、散居村落（新墾地方に多くみられる）、田荘村落（一豪族家の周辺に居住する村で、豪族屋敷村の如きもの）などが

ある。

以上、私は村の成り立ちについて、その歴史的背景を述べたものである。私どもは農村の健康管理について調査研究、さらに健康な村づくりに挺身しているが、その背景にある農村社会学について等閑視されている憾がある。その意味で、古い時代からの村の成り立ちについて叙述したが、今後農村医学研究の一つの分野として、農村社会学の方面の研究も加えることを提唱する。